

○村上市自主防災組織補助金要綱

(目的)

第1条 市民の防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図るため、地域住民が自主的に組織した防災組織（以下「自主防災組織」という。）の防災資機材の整備に対し、予算の範囲内において村上市自主防災組織補助金を交付するものとし、その交付については、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象となる自主防災組織は、前条の目的を達成するために行政区単位等に組織し、その目的、名称、事業計画、収支予算書等が明確な団体（以下「団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、地域の防災活動に必要となる別表に掲げる防災資機材の整備又は自主防災組織活動に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、団体が行う補助対象事業の実施に必要な経費とする。

(補助金の交付申請手続き)

第5条 補助金交付申請手続きは規則第3条の規定によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約及び組織編成表
- (2) 整備する資機材の見積書及びカタログ
- (3) 自主防災組織活動計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、第4条に定める経費の二分の一（千円未満切捨て）とし、1団体につき5万円を限度とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定に基づく申請があったときは、規則第4条の規定に基づき審査し、交付の可否の決定を行うとともに、申請した団体にその旨を通知しなければならない。

(事業計画の変更)

第8条 補助金交付の決定を受けた団体は、交付決定の後に事業の内容を変更しようとする場合は軽微な変更を除き、規則第5条の規定により遅滞なく届け出て、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業を完了した団体は、規則第11条に基づく実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 購入物品一覧及び写真

(2) 領収書の写し

(3) 自主防災組織活動を証する資料

2 実績報告書の提出時期は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金交付のあった年度の3月31日までのいずれか早い時期までとする。

(防災資機材の管理)

第10条 自主防災組織の代表は、補助を受けた防災資機材に十分注意を払い維持管理するものとし、これを第三者に譲渡してはならない。

別表（第3条関係）

補助対象防災資機材

区分	資機材名
情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等必要な資機材
消火用	消火栓用ホース、消火器、防火衣、ヘルメット、水バケツ等必要な資機材
水防用	防水シート、シャベル、かけや、つるはし、土のう袋等必要な資機材
救出救助用	テント、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、のこぎり、簡易ベッド等必要な資機材
給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料水用水槽、炊飯装置等必要な資機材
避難所・避難用	リヤカー、発電機、投光器、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、毛布、保存用食料・飲料水等必要な資機材
その他	簡易資機材倉庫等

自主防災活動に要する経費

区分	品名
避難計画の作成	防災マップ等
防災訓練	訓練実施消耗品等
その他防災の被害発生及び拡大に防止に資するもの	防災パンフレット等